

米軍経ヶ岬通信所の設置に係る安全・安心対策連絡会(臨時)説明事項

I 新型コロナ感染者への対応状況

- ・ 1月5日以降、京都府の丹後保健所による検査又は医療機関からの届出で、陽性であることが確認された米軍関係者については、京都府の丹後保健所が、米軍の協力の下、疫学調査に必要な行動履歴等の情報を把握し、濃厚接触者の把握など積極的疫学調査を実施。
- ・ 丹後保健所は、陽性者の行動履歴に加え、勤務や居住の実態等も踏まえて、濃厚接触の可能性のある者全てに必要な検査を実施。
- ・ 通信所に勤務する日本人従業員を含め、京丹後市民の中に濃厚接触の可能性のある者は確認されず。
- ・ 通信所の米軍関係者は全員、入国に際して検査を実施済みであり、一定期間の隔離後に来丹している。
- ・ 陽性者は、新たに入国した者ではない。

II 米軍における感染拡大防止の取組み(1月26日現在)

(1) 米軍施設・区域外における行動を必要不可欠な活動のみに制限

- ・ 経ヶ岬通信所を含む在日米陸軍においては、1月10日から24日朝までの14日間、米軍施設・区域外における米軍関係者の行動を必要不可欠な活動(※)のみに制限し、施設・区域外のレストランでの店内飲食やスポーツジムの使用、お祭りなどの地域イベントへの参加、休暇による国内旅行等、不要不急の外出を禁止。

※ 公務のための住居と通信所間の移動、食料品の調達や通院、屋外での運動(ランニング等)等

- ・ 在日米軍は1月21日、当該措置を1週間延長し、31日朝までとする旨発表。

(2) マスク着用の義務化など健康保護態勢の強化

- ・ すべての米軍関係者に対して、米軍施設・区域内外におけるマスク着用を義務付ける(※)とともに、大規模な集会の禁止等によるソーシャルディスタンスの確保を徹底。

※ 野外で運動をする場合や警備上の目的のためマスクを下げる場合等は除く。

(3) 夜間の外出禁止

- ・ すべての米軍人に対して、1月10日から24日朝6時までの14日間、夜間の外出を禁止。
 - ※ 米軍人以外の米軍関係者に対しても、同措置を尊重することを奨励。
- ・ 在日米軍は1月21日、当該措置を1週間延長し、31日朝までとする旨発表。

(4) 出入国における水際措置

- ・ 在日米軍においては、米軍関係者の日本への入国に際して、以下のとおり計3段階の検査を実施して陰性を確認することとしており、コロナ感染の持ち込みを徹底して抑止すべく取組み。
 - ① 日本に向けて出国する全ての在日米軍関係者を対象に、出国72時間前の検査（第1段階の検査）を実施。
 - ② 日本に入国する全ての在日米軍関係者を対象に、入国後24時間以内の検査（第2段階の検査）を実施。
 - ③ 入国後14日間の行動制限措置を徹底し、入国後5日目以降の検査（第3段階の検査）により陰性を確認した上で行動制限を解除。

(5) 経ヶ岬通信所における取組み

- ・ 米陸軍経ヶ岬通信所においても引き続き透明性を確保、在日米軍及び在日米陸軍の指針に基づき防衛局への情報提供を継続。
- ・ また、地域の安心・安全につながるよう、任意で米軍関係者につき追加で検査を受診し、陰性を確認。
- ・ 今後も市民や自治体へ影響がないよう、また地域の安心・安全確保のため、引き続き保健所及び関係諸機関と協力。

Ⅲ 近畿中部防衛局の取組み

- ・ 京都府知事及び京丹後市長からの要請を踏まえ、当局は、1月6日、企画部長から経ヶ岬通信所司令官に対し、
 - ① 陽性者の行動履歴等、感染拡大防止のために京都府の保健所が必要とする情報については、迅速かつ適切に京都府の保健所に対して提供すること
 - ② 感染拡大防止のために京都府の保健所が助言・指導する措置について積極的に協力し、連携して万全の対策を講じること
 - ③ 経ヶ岬通信所における感染防止対策をより厳格に強化し徹底することを申し入れ。

- ・ 今後も、米軍に対して感染防止対策の履行徹底を求め続けるとともに、地域住民の方々の不安を可能な限り解消するため、得られた情報については、関係自治体及び地元区長等に対して、迅速かつ丁寧に情報提供を継続。

以 上